令和８年度　岡山県主任介護支援専門員更新研修
受講にあたっての留意事項

１　出欠確認

【動画視聴】定められた期日までに受講管理システム内の研修動画配信システムにおいて視聴完了登録をすること。

【オンライン】インターネット接続可能な機器（パソコン等。カメラ・マイク機能が必須）を一人一台、各自用意し、ビデオは「ＯＮ」で受講すること。事務局で画面確認により出席確認を行います。

・受講中、マイクは質問に答える以外はミュートにすること。
・１台の端末で複数人の受講及び静止画像での受講は認められない。
・個室等の、研修に集中できる環境で受講すること。
・講義中、個人ワーク演習中も指導者の指示に従い、時間管理を適正に行うこと。

【会　場】受講日ごとにバーコード受講票により受付を行い、決められた席で受講すること。

２　遅刻、早退、欠席の取扱い

遅刻または早退により、１科目につき３０分以上受講しなかったときは、当該科目の修了は認められない。遅刻・早退・欠席をする場合は岡山県介護支援専門員協会に「遅刻･早退・欠席届（別記様式２）」を提出すること。

３　研修の修了

全科目を修了した受講者に、主任介護支援専門員更新研修修了証書を交付する。

次の４（１）に該当する受講者には履修科目を記載した履修記録表を交付する。

全科目を修了しなかった受講者で次の４（１）に該当しない者は、翌年度以降に改めて全科目を受講すること。

４　未履修科目の取扱い

受講者の負担軽減等のため、次の（１）の要件を満たす場合は、補講として未履修科目を受講することを認める。なお、その場合、受講者は事前に岡山県介護支援専門員協会に連絡するとともに、その事由を証明する書類（別表）を、原則として遅刻、早退、欠席をした日から１週間以内に岡山県介護支援専門員協会に提出するものとする。

（１）次のいずれかに該当する者

	証明する書類
忌引き（３親等以内の親族の死亡）	告別式の通知等
事故、災害等によるもの	事故証明書・罹災証明書等（写し可）
受講者の病気療養・入院・感染症の罹患	医師の診断書等
公共交通機関の遅延	公共交通機関の遅延証明書
その他やむを得ない事情として県が認めた場合 ・オンライン研修の通信障害　　等	県の指示による

（２）補講の方法

翌年度等に未履修科目を受講

（3）費用

補講料（翌年度に受講した場合は、翌年度の補講料）を以下のとおり徴収する。

・動画配信補講料・・・４，５００円

・会場研修、オンライン研修補講料・・・１日につき４，５００円

（4）修了証書の交付について

未履修科目の補講の修了をもって、当該修了日で、修了証書を交付する。

5　再講義の実施について

災害等の発生の恐れがある場合など、県が必要と認めた場合は、別途再講義を実施することがある。

6　台風や地震等の事由により研修が開催できない場合

研修が中止となる場合、直ちに当協会ホームページにてご案内いたします。開催が危ぶまれる場合は、ご自宅を出られる前にご確認をお願いします。

7　研修中の迷惑行為の取扱い

受講者が次のいずれかに該当し、注意をしてもなお改善されない場合、岡山県介護支援専門員協会は当外研修を指導監督する指導者と協議の上、当該受講者の受講を取り消し、修了を認めないことができる。

【会場・オンライン共通】

（1）研修内容の録画、録音、撮影、送信、複製、改変、転送またはSNSへの投稿等の行為。

（2）講師、受講者、運営スタッフの肖像権、プライバシーの権利、名誉等権利の侵害行為。

（3）研修中の私語、居眠り、携帯電話の使用等、受講態度が悪く、学習意欲に著しく欠ける行為。

（4）研修の規律を乱し、他の受講者の妨げとなる行為。

（5）研修の運営を妨害する行為、他の受講生に対する迷惑行為。

（6）受講中の無断中断、離席等定められた時間数を受講しない行為。

（7）講師、他の受講者、運営スタッフに違法行為を勧誘または助長する行為。

（8）その他、研修修了者としてふさわしくないと認められるとき。

【オンラインの場合】

（9）本人以外の受講や複数で受講すること。

(10) 公共の場で受講すること。

「岡山県介護支援専門員研修実施要領」による

8　主任研修修了後の介護支援専門員の有効期間について

（1）主任介護支援専門員を証する専門員証はなく、専門員証取得の手続き等もありません。修了証に記載している研修修了日からの５年間が有効期間となります。修了証は主任介護支援専門員の更新時に必要となりますので失くさないよう保管をお願いいたします。

（2）主任介護支援専門員研修は主任更新研修と異なり、介護支援専門員証の更新研修が免除とはなりません。ご自身のケアマネ証の有効期間をよく確認し、有効期間満了日前に必ず専門・更新研修もしくは主任更新研修をご受講ください。ケアマネ証の有効期間が切れると、主任資格も無効となり再受講となりますのでくれぐれもお間違えないようお願いいたします。

詳細は岡山県長寿社会課ホームページをご覧ください。

https://www.pref.okayama.jp/soshiki/35/　　QRコード：